

中部下水処理場混合消化施設受入事務に係る要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中部下水処理場の混合消化施設への刈草の受入に係る事務手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 刈草は公園や河川敷等から当日刈った物、又は一時集積後3日以内の物に限る。

ただし、別記1に掲げるものを含み、容易に分離可能でないものは除く。

(2) 引渡し対象者とは混合消化施設への刈草の引渡しを行うもので、事前に新潟市と委託契約を締結したものをいう。

(刈草の引渡し)

第3条 引渡し対象者は、委託契約に定める内容に従い、指定された手続きに従って刈草を引渡さなければならない。

2 中部下水処理場構内においては、下水道事業の支障となることがないように、市長の指示に従わなければならない。

(引受料)

第4条 市長は、引渡し対象者より別記2に掲げる引受料の額に消費税及び地方消費税の額を加えて得た額を徴収する。

(引受料の納付)

第5条 引渡し対象者は、引受料を1カ月毎にまとめて市長の指定する納期限までに納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(引受料の返還)

第6条 既納の引受料は、原則として返還しない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別記1（第2条関係）

1. 空き缶・プラスチック
2. 剪定枝
3. 土砂及び石

別記2（第4条関係）

引受料 刈草1トン当たり 20,000円

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。